

ムバーラク政権による ムスリム同胞団のコオプテーションの再考

よこ た たか ゆき
横 田 貴 之

《要 約》

エジプトのムバーラク政権は、体制への潜在的挑戦者であるムスリム同胞団を非合法状態に置き、しばしば厳しい弾圧を行った。しかし、同胞団は政権の定めるゲームのルールに従い、「1月25日革命」で政権崩壊がほぼ確実視されるまで、政権との全面的な対立の回避に努めた。「公的政治領域」へ取り込まれた公認政党と比較して限定的な選択的誘因しかなかったにもかかわらず、なぜ同胞団は政権打倒へ向けて行動しなかったのか。本稿の目的はこの疑問を考察することにある。

本稿では、同胞団の組織構造を社会活動と政治活動に二分して分析した。そこで明らかになったのは、政治活動は非合法として「公的政治領域」から原則的に排除されていた一方、多くの社会活動は合法的なものであった。社会活動が組織構造の基礎をなす同胞団にとって、社会活動の合法性は、彼らが政権の定めるゲームのルールに従う選択的誘因として効果的に機能したのであった。

はじめに

- I ムバーラク政権の反体制派対策
- II ムスリム同胞団の組織構造
- III ムスリム同胞団の内部対立——社会活動と政治活動——
- IV 考察
おわりに

はじめに

2011年2月11日、エジプトで約30年間政権の座にあったフスニー・ムバーラク (Husnī Mubārak, 在任1981～2011年) 大統領が辞任した。同年1月25日に行われた大規模な反政府デモがムバーラク政権崩壊の契機となったため、この政変は一般には「1月25日革命」として知られ

ている。「1月25日革命」では、「4月6日運動 (Ḥaraka Shabāb 6 Abrīl)」や「我らは皆ハーリド・サイド (Kullnā Khālid Sayīd)」などの青年運動がムバーラク政権打倒を唱えて、反政府デモを行った。これに多数の市民が応じ、ムバーラク退陣を求めるデモが全国へ拡大した。事態収拾に失敗したムバーラクは軍部に引導を渡されるかたちで大統領職を辞任した [鈴木2011, 92]。

ムバーラク政権崩壊後のエジプトでは、「軍最高評議会 (al-Majlis al-A'la li-l-Qūwāt al-Musallaha, 英語表記は Supreme Council for Armed Forces: SCAF)」による暫定統治が行われた。2011～12年に、軍政下で実施された人民議会選挙とシューラー (諮問) 議会選挙では、ムスリム同胞団 (Jam'īya

al-Ikhwān al-Muslimīn, 以下「同胞団」)の傘下政党である「自由公正党 (Hizb al-Hurriya wa al-'Adala, 英語表記は Freedom and Justice Party: FJP)」が、両院で第一党となった。また、2012年の大統領選挙では、FJP 党首ムハンマド・ムルスィー (Muḥammad Mursī) が、出身母体である同胞団から全面的な支援を受け、当選を果たした。ムルスィー政権下、同胞団はエジプトの行政権と立法権を掌握する最重要の政治アクターとなった。

「1月25日革命」において、同胞団がムバーラク政権打倒を主張し始めたのは、ムバーラク政権の存続が危ぶまれた段階になってからであった^(注1)。これまでの同胞団の歴史において、彼らは体制への挑戦を行った経験をもっている。1948年、同胞団はヌクラシー (Maḥmūd Fahmī al-Nuqrāshī) 政権との対立により非合法化され、同胞団メンバーが同首相を暗殺する事態となった [横田 2006, 36]。また、1952年革命後、同胞団はナセル (Jamāl 'Abd al-Nāṣir, 大統領在任1956~70年) と激しく対立した。1954年、ナセル暗殺未遂事件を理由に同胞団は非合法化され、厳しい弾圧を受けることとなった。20世紀前半の同胞団を扱う主要な研究である Mitchell [1969] や Lia [1998] は、同胞団の内部要因に着目した上で、1940年代以降の同胞団における内部対立および組織分裂が体制との対立・衝突に至った主な要因であると論じている。

他方、ムバーラク政権下の同胞団は、同政権の崩壊が確実視されるまで政権打倒へ向けて行動を起こさなかった。ムバーラク政権下の同胞団は、なぜ政権打倒へ向けて行動しなかったのであろうか。Zahid [2010], Elshobaki [2012], Tadros [2012] など最近の同胞団を対象とする

研究は、ムバーラク政権下の同胞団の政治思想や政治活動について詳述している。しかし、政治領域以外の同胞団の諸側面にまで踏み込んでおらず、また同胞団内部の諸要因がムバーラク政権との関係に及ぼした影響についても十分な議論を行っていない。また、Kienle [2001], Kassem [2004], Rutherford [2008] などムバーラク政権の権威主義的な政権運営について論じる研究は、ムバーラクの政権運営を主たる議論の対象としているため、同胞団に関する記述は政治活動が中心であり、同胞団の他の活動や内情にまでは詳しく踏み込んでいない。

後述するように、同胞団では内部要因が政治活動に大きな影響を与えてきたが、これまでの研究ではそれは十分には議論されてこなかったといえよう。そこで、本稿では同胞団研究の空白を埋める試みとして、なぜ彼らがムバーラク政権への挑戦に慎重な姿勢を保ったのかについて、1980年代以降の同胞団について組織内の状況を明らかにすることで考察を行いたい。具体的には、第I節では、ムバーラク政権の反体制派対策について考察する。第II節では、同胞団の組織構造について概観する。第III節では、ムバーラク政権の同胞団対策との関係を念頭に、同胞団の内部事情を明らかにする。第IV節では、それらを踏まえ、上述の問いの解明を目指す。

I ムバーラク政権の反体制派対策

1. ムバーラクの政権運営

1981年のサーダート (Muḥammad Anwar al-Sādāt, 在任1970~81年) 大統領暗殺事件後、当時副大統領だったムバーラクが後継の大統領となった。ムバーラクは大統領就任当初、政権の正統性の

源として「合法性」を重視する政治姿勢を採用し、法による支配を強調した。サーダート政権末期の反対派に対する強硬政策の継承ではなく、政治対話に基づく国民的和解を模索したため、野党や同胞団などの活動も活発化した〔伊能 1993, 156-157; 小杉 1994, 257〕。1980年代のエジプトでは、限定的ながらも政治的自由化が進められたのである。

しかし、1990年代に経済危機へ対応するためムバーラク政権は、国際通貨基金（IMF）との合意に基づき構造調整政策を進め、補助金削減や国営企業民営化などを実施した。そのため、国民の生活悪化にともなう不満がエジプト社会に高まった。公共サービス・補助金の削減や国営企業の民営化などが進められた結果、「デモなどの政治的権利をある程度制限する代わりに、国家が国民の生活を保障し社会・福祉サービスを提供する」という国家と国民の間の「暗黙の契約」が放棄される事態となった〔鈴木 2008, 74-77〕。

経済状況の悪化にともない国民の不満が高まるなか、ムバーラク政権は1981年以来続く非常事態令の下で、権威主義的な性格を強め、反対派の声を封じ込めようとした。同政権が非常事態令の運用に依存した結果〔伊能 2008, 50; 鈴木 2008, 75〕、同国の政治的自由化は大きく後退した。また、NGO 規制強化や報道法改正など政治的自由の規制が導入され〔Sullivan and Abed-Kotob 1999, 130; Fahmy 2002, 123-124; Langohr 2004, 193-197〕、国家による社会統制が強化された。

また、この時期には、「イスラーム集団 (al-Jamā'a al-Islāmiya)」や「ジハード団 (Jamā'a al-Jihad)」など暴力による政権打倒を辞さない急進的なイスラーム主義運動の台頭もみられた。

彼らの暴力的な反体制活動は、ムバーラク政権が体制維持に関する危機感を強める一因となった〔長沢 1997, 92〕。これに対し、同政権は1990年代後半に徹底的な取り締まりによって、暴力的な反体制活動を壊滅へ追い込んだ。その結果、急進的なイスラーム主義運動による体制への挑戦は失敗した。

ムバーラクの権威主義的な政権運営は2000年代も続いたが、2005年に民主化運動がエジプトで高まりをみせたため、一時的に緩和された。2004年末に結成された「キファーヤ (Kifāya) 運動」が民主化要求・反ムバーラクのデモを先導し、2005年には同胞団や公認野党なども合流し、民主化運動は都市部を中心に拡大した〔横田 2006, 183-186; Shahin 2010, 107-108〕。国民の間に民主化要求が高まるなかで、2005年の憲法改正により、初めて複数候補者に対する国民の直接投票による大統領選挙が行われた〔横田 2006, 187-189〕。また、2005年の人民議会選挙はそれまでと比較して自由な選挙であり、無所属候補者を擁立した同胞団が88議席を獲得するなど、反体制派は躍進を遂げた。

しかし、2005年末以降、反体制派の台頭を警戒したムバーラク政権は、再び反体制運動に対して強硬な姿勢を取るようになった。体制による抑圧の意志の強化は、民主化運動を進める野党・反体制運動にとっては、政治的機会の制約要因となった。これ以降、政権崩壊の時に至るまで、ムバーラク政権は反体制運動への抑圧政策を強化した。2007年には、大統領立候補要件の制限など、政権に有利な全37条に及ぶ大幅な憲法改正を行った〔鈴木 2007, 73-84〕。2007年のシューラー議会選挙、2008年の地方人民議会選挙、2010年シューラー議会選挙および人民議会

選挙では、反体制派への激しい弾圧が行われ、国民民主党 (al-Hizb al-Waṭānī al-Dīmuqrāṭī, 英語表記は National Democratic Party: NDP) が大勝した。政権による大規模な選挙介入・不正が繰り返され、国民の間にムバーラク政権への不満・不信感が急速に募った。また、2006年以降は、工業都市マハッラ・アル＝クブラー (al-Maḥalla al-Kubrā) での大規模な労働争議に代表されるように、エジプト各地で労働者による抗議活動が頻発するようになった。最終的には、青年運動に先導された多数の市民による反政府デモを統制することができず、ムバーラク政権は崩壊に至った [横田・ダルウィッシュ 2012]。

2. ムバーラク政権による反体制派のコオプテーション

ムバーラク政権下のエジプトの統治構造は、「行政府の頂点に位置する大統領に権限が集中する政治体制」と言い表された [伊能 2001, 189]。ムバーラク政権の反体制派対策について先行研究の多くは、同政権が暴力的手段だけでなく、それ以外の方策をもって反体制運動の台頭を抑制してきたと説明してきた (浜中 [2009b], Albrecht [2007], Brownlee [2007]などを参照)。その代表的な論者のラスト＝オカルは、「競合構造 (Structure of Contestation: SoC)」という分析枠組みを用いて、ムバーラク政権の存続について議論を行っている [Lust-Okar 2005]。

それによれば、体制に属する政治エリートは、体制の小規模な変革を求めるとみなす「穏健派 (moderates)」と、大規模な変革を求めるとみなす「急進派 (radicals)」とに、反体制運動を区別する。そして、前者を合法的な公認野党として「公的政治領域 (Formal Political Sphere)」に

包摂し、後者を非合法として排除することにより、反体制運動を分断して体制安定化・存続を図る「分断型競合構造 (Divided SoC)」を制度化している。公認野党は体制によって懐柔されていると国民にしばしば認識され、「公的政治領域」から排除されている反体制運動に比べ、広範な支持を獲得できない傾向がある。エジプトにおいては、動員力の脆弱な反体制運動を公認野党として「公的政治領域」へ取り込むこと (コオプテーション)、そして強固な動員力を有する最大の挑戦者である同胞団を非合法組織として排除することが、ムバーラク政権の基本政策であったとされる。なお、政党に対する合法性の付与は、「政党法 (1977年法第40号)」に従って判断された [Fahmy 2002, 67-68]。

また、ラスト＝オカルによれば、「分断型競合構造」のなかで、公認野党は「公的政治領域」に包摂されることにより、合法政党としての政治活動の一定の自由という選択的誘因 (selective incentive) を付与される。その利益の保持のために、体制による制約と支持者からの要求とを両立させる必要が生じる結果、公認野党の挑戦は体制の許容する範囲内で行われる。そして、公認野党は体制の定める「ゲームのルール」の下での利益拡大に関心を抱き、体制との関係に配慮するようになるとされる。「ゲームのルール」とは、反体制運動の合法的活動に対する許容条件として政権側が定めるものである [Vairel 2011, 34]。一方、体制により「公的政治領域」から排除され、コオプテーションの対象とならない反体制運動は、体制から利益を得ることができない [Lust-Okar 2005, 68, 82-89]。この公認政党と非合法反体制運動の間の選択的誘因の差異が、反体制運動間の協力関係構築に

も影響を与え、体制への一致団結した挑戦を困難にしているとラスト＝オカルは論じる。

ムバーラク政権の同胞団対策を考える上で、政権に属する支配エリートによる反体制派のコオペレーションの議論は有用な視座を提供している。ムバーラク政権下で非合法組織であった同胞団は、メンバーを無所属議員として人民議会に送り込むことが容認されるなど限定的なコオペレーションがみられたが、原則的には非合法組織として「公的政治領域」からは排除されていた。しかし、同胞団は基本的には、体制の定めるゲームのルールの中かで活動した。このルールは、政権と反体制運動の関係性や社会状況によって変化するが、エジプトでは究極的には、既存支配体制を揺るがしかねない行動を取らないこと、つまりムバーラク政権打倒へ向けた活動をしないことであった。

2000年代まで、ムバーラク政権に対する異議申し立てを先導したのは、同胞団であった。ムバーラク政権は、1990年代に急進的なイスラーム主義運動の壊滅に成功し、また上述のように既存野党の取り込みに成功していた。エジプト国内において、政権への挑戦者となりうる政治アクターは同胞団だけであったと言っても過言ではない。そのため、ムバーラク政権は同胞団の非合法状態を継続することにより、その政治的台頭を未然に防止することに努めた。

3. 政権のコオペレーションをめぐる問題

1980年代、非合法状態の継続する同胞団は、人民議会へメンバーを無所属議員として送り込むことを容認された。その議席数は、1984年選挙で公選議席448議席中8議席であった。1987年選挙では、同36議席であり、実質的な最大野

党となった。しかし、同議会では、与党NDPが圧倒的多数を占めていた。また、1990年選挙はボイコットにより獲得議席なし、1995年選挙では政権の選挙介入により公選議席444議席中1議席、2000年選挙では再び最大野党となったが同17議席のみであった。同胞団は人民議会ではイスラーム法施行の主張などを行ったが、NDPが圧倒的多数を占める議会で自らに有利な成果を上げたとは言い難いものであった。

2005年の人民議会選挙では、同胞団は公選議席444議席中88議席を獲得する躍進を果たした。招集後の人民議会では、アクラム・シャール（Akram al-Shā'ir）が保健・環境委員会副委員長に選出された。これに対して、同胞団は同胞団系議員への配分ポストが少ないと反発した^(注2)。また、同胞団系議員は無所属議員の立場ではあったが、ムハンマド・サアド・カタートゥニー（Muhammad Sa'd al-Katātnī）を代表に会派を形成し、新ワフド党などの諸野党との協力のなかで議会活動を行った。当時の同胞団最高指導者ムハンマド・マフディー・アーキフ（Muhammad Mahdī 'Ākif、在任2004～10年）は、「我々（同胞団と諸野党）は協力しなければ何も達成できない。我々は少数派であるからだ。（中略）我々が人民議会で少数派である限り、我々は議決に影響を及ぼすことはできない」と述べ [Howeidy 2005]、NDPが優勢な人民議会での活動の限界について言及している。実際、非常事態令更新や2007年の憲法改正など自らに不利な議決を覆すことはできず、2006年以降の政権による同胞団弾圧に対して有効な対処も取れなかった。同胞団の非合法状態を解消することもできなかった。また、2010年の人民議会選挙では、政権による不正行為に反発した同胞団

は選挙ボイコットを選択し、人民議会での議席を喪失した。

ラスト=オカルの議論は、ムバーラク政権の反体制派対策に対する有益な視座を提供している。しかし、浜中〔2009a, 35〕が述べるように、同政権下で最大の反体制運動であった同胞団について明確な議論を行っていないという問題点を指摘できる。

新ワフド党 (Hizb al-Wafd al-Jadid) などの諸野党は、公認政党としての活動が許可され、また政権が主導した「国民対話」への参加も認められた^(註3)。ムバーラク政権下の「分断型競合構造」では、合法政党としての政治活動の一定の自由という選択的誘因が、反体制運動に対して提示された。

しかし、同胞団には政治活動の一定の自由が黙認されたものの、合法性という選択的誘因は与えられなかった。同胞団は非合法状態に置かれ続け、国民対話への参加も拒まれた。非合法組織であるがゆえに、しばしば政権による厳しい弾圧も受けた^(註4)。「分断型競合構造」では、選択的誘因を与えられる運動と与えられない運動とに分断され、両者がいわば二項対立的にとらえられている。しかし、非合法組織である同胞団はその中間的な存在であるととらえることが可能で、ゲームのルールに従うに値する選択的誘因を付与されているのか否かが明確ではない。

1940～50年代とは異なり、ムバーラク政権下の同胞団は政権による弾圧を甘受し、ゲームのルールに従った。しかし、ムバーラク政権が続く限り、同胞団が非合法状態を解除され、公認政党として完全に取り込まれる見通しはなかった。実際に、そうした事態も起こらなかった。

こうした閉塞的な状況下で、なぜ同胞団は他の野党よりも少ない選択的誘因に満足し、ゲームのルールに従ったのであろうか。政権の定めるゲームのルールに従う同胞団にとって、政権からの弾圧を甘受することに見合うほどの選択的誘因はあったのであろうか。

上述のように、2011年の「1月25日革命」では、青年運動が反政府デモの先導役となった。これについて、酒井はパーサスの政治関連エリート (PRE) の議論〔Perthes 2004〕を援用し、「権威主義体制がコオプテーションの対象とする層の外側に、政権の行く末に影響力を持つ勢力が出現した」と述べ、それが既存の公認野党や運動によらない「民衆革命」の新しさをもたらしたと指摘している〔酒井 2011, 42-43〕。実際、同胞団は政権崩壊がほぼ確実視されるまで静観姿勢を維持したため、反政府デモに乗り遅れることとなったが、なぜ同胞団は乗り遅れたのであろうか。換言すれば、なぜ政権崩壊が確実視されるまで静観するほどの選択的誘因を同胞団は有していたのであろうか。

本稿では、この問いを考察するためには、これまで十分に検討されてこなかった同胞団の内部要因に着目する必要があると考える。これは、次節以降で検討するように、同胞団の政治活動が組織内部の諸要因に強く規定されるためである。1940～50年代の同胞団が内部対立から政権打倒へ向かったように、ムバーラク政権下の同胞団は内部要因から政権打倒に慎重であった可能性が考えられる。

II ムスリム同胞団の組織構造

ムバーラク政権下の同胞団は、人民議会への

進出を行うと同時に、病院経営、出版事業、学校運営、企業経営、相互扶助組織運営など多種多様な社会慈善活動を行っていた。新ワフド党などの他の公認野党とは異なり、エジプト社会でさまざまな活動を展開する運動であった。これは、創設者ハサン・バンナー (Ḥasan al-Bannā, 1906~49年) の時代からの同胞団の特徴であった [横田 2006, 37-39]。創設以降、同胞団は包括的な社会改革によって、イスラーム法施行とイスラーム国家樹立という目標を達成しようと努めてきたが、それはしばしば時の支配エリートへの挑戦を伴うものであった。

本稿では、同胞団の組織構造を理解するために、同胞団の活動について、政治活動と社会活動に大別して議論を行いたい。両者を厳密に区分することは難しいが、前者は人民議会での活動など政治的成果を求める活動、後者は社会奉仕・教育・相互扶助など直接的な政治的成果を求めない活動として、大きく区別したい。同胞団は、組織目標を実現するために政治活動と社会活動を両輪とする社会運動としてとらえることもできよう。

同胞団の社会活動が創設以来の歴史を有するのに対して、職能組合や人民議会への進出などの政治活動が本格的に開始されたのは1980年代であった。政治活動と比較し、社会活動は長い歴史と実績をもっており、それが同胞団の組織構造にも影響を与えている。つまり、政治活動と社会活動は、同胞団において同じ規模のものではない。

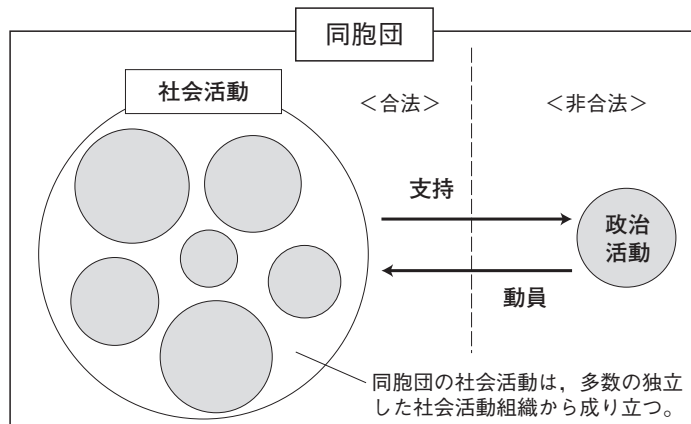
誤解を恐れずに同胞団を一言で表現するならば、社会活動という大きな土台がまず存在し、それを基盤に政治活動が行われている運動と言えよう。同胞団最高指導者顧問 (当時) であつ

たアブドゥルハミード・ガザリー ('Abd al-Ḥamīd al-Ghazālī) は、「同胞団の組織構造の基礎は、さまざまな社会奉仕活動を通じて国内に張り巡らされた社会的ネットワークである。政治活動は非常に重要だが、それはあくまでも政治局が担う同胞団の活動の一部である。組織内では、社会活動の方が規模が大きく、多数のメンバーが関係している」と筆者に説明した^(注5)。図1に示されるように、同胞団では社会活動が組織としての活動の基礎をなしており、社会活動を通じて構築された社会的ネットワークに依拠して政治活動が行われている。

同胞団の医療奉仕活動の主翼を担うイスラーム医療協会 (al-Jam'īya al-Ṭibbīya al-Islāmīya) は、社会活動と政治活動の関係を考える上で、興味深い事例を示している^(注6)。2004年、筆者がイスラーム医療協会所属のファールーク病院を訪問した際、病院関係者は同協会と同胞団とは別組織であると説明した。実際、イスラーム医療協会はNGOの活動を規制する1964年法第32号に従い^(注7)、医療奉仕活動を目的とする民間慈善団体として、1977年に社会問題省に登録されており、公式には同胞団とは無関係の組織であった。

しかし、同協会の運営評議会には当時の同胞団指導局メンバーのアブドゥルモネイム・アブールフトーフ ('Abd al-Mun'im Abū al-Futūḥ) が名を連ねていた。来院者の多くもファールーク病院を同胞団の医療施設であると認識していた。また、「同胞団の理念には共感を抱くが、私はイスラーム医療協会所属の医師である」と述べていたガマール・アブドゥッサラーム (Jamāl 'Abd al-Salām) 院長は、2005年人民議会選挙で同胞団の擁立候補として立候補した。ア

図1 ムバーラク政権下の同胞団の組織構造



(出所) 筆者作成。

ブドゥッサラームは社会活動で培った知名度を背景に立候補したのだが、このような事例は他にもみられた^(注8)。この事例からうかがえるのは、公式には同胞団とは別組織の社会活動であっても、実際には同胞団の社会的ネットワークを支えていることである。議会選挙など政治動員が必要な局面では、同胞団の社会活動がエジプト社会で構築したネットワークが、同胞団の政治活動を支える基礎として機能している。社会活動の支えなくして、同胞団の政治活動は十分に機能しないといえよう。

実質的には同胞団に属する社会活動が同胞団との公式関係を否定する背景には、同胞団の非合法状態を指摘することができる。政治活動や同胞団指導部などが政権の弾圧を受けた場合でも、公式には無関係の組織とすることで、同胞団活動の基礎をなす重要な社会活動を守ろうとしたと考えられる。また、ムバーラク政権下では、公共サービスの不足を同胞団の社会活動が補っていたこともあり、同胞団の社会活動は基本的に合法的な地位を獲得していた。たとえば、

政権が政治活動に従事する同胞団メンバーを厳しく取り締まる一方で、イスラーム医療協会は通常通りの活動を継続していることがしばしばみられた [横田 2006, 168-169]。

Ⅲ ムスリム同胞団の内部対立 ——社会活動と政治活動——

1. 1990年代までのムスリム同胞団

社会活動が政治活動を支えるという組織構造からも分かるように、同胞団内では伝統的に社会活動を担うメンバーが強い発言力を有してきた^(注9)。しかし、ムバーラク政権下では、同胞団を取り巻く政治環境の変化に応じて、両者の力関係にも変化がみられた。

同胞団では、1928年の創設からしばらくの間、社会活動が活動の中心であった。しかし、1939年の第5回総会において、バンナーが同胞団を「政治組織 (hay'a siyasiya)」として定義した後は [al-Bannā 1992, 122-123]、社会活動で築いた社会的ネットワークを基盤に本格的な政治活動

に乗り出した。1940年代、デモや集会など街頭行動による政治的要求を強め、1945年にはバンナーら主要メンバーが議会選挙に立候補した [Mitchell 1969, 33]。政治活動が活発化するのにもない、同胞団と政権との対立が激化した。同胞団の「秘密機関 (al-Nizām al-Sirrī)」が組織防衛のために暴走し、政府要人の暗殺を実行する事態になり [横田 2006, 44-46]、最終的にはバンナーは秘密警察によって暗殺された。その後、1952年革命を経て権力を掌握したナセル率いる革命政権は、1954年に同胞団を非合法化し、苛烈な弾圧を加えた。その結果、多数のメンバーが投獄された同胞団は、1950～60年代に組織壊滅状態へ陥った。

1970年代、同胞団はサーダート政権下で活動再開を黙認された。その際に同胞団の活動の中心となったのは、社会活動であった。ナセル政権期に獄中生活を経験した同胞団指導部は、政権との衝突に至りかねない政治活動に慎重な姿勢を取り、社会活動を優先した。1973年に最高指導者に就任したウマル・ティリムサーニー (‘Umar al-Tilimsānī, 在任1973～86年) の指導下、多様な社会活動が再開され [飯塚 1996, 108-109]、同胞団は組織再建に成功した。

1980年代、ティリムサーニーは同胞団が進むべき次の段階として、政治活動の再開を目指した。まず、同胞団は職能組合への進出を目指し、多数の組合で主要勢力となった [Wickham 2002, 183-199]。職能組合で成功を収めつつあった同胞団は、次いで人民議会への進出を目指した。1983年、ティリムサーニーは同胞団とは別組織として新政党を設立する計画を指導部に諮った。非合法組織のままでは選挙に参加できないので、新たに公認政党を結成しようという考えであっ

たが、メンバーの激しい反対により頓挫した [Pargeter 2010, 45]。その後、ティリムサーニーは新ワフド党と選挙連合を結成することで、選挙参加への道を開いた。同党の比例名簿から同胞団メンバーが立候補し、8人が当選する成果を収めた。1980年代半ばに始まる政治参加は、それまで社会活動を中心としてきた同胞団が、政治という新たな分野へ活動を拡大した過程として理解できる。

当時の同胞団指導部は、後に最高指導者に就任するムスタファー・マシュフル (Mustafā Mashhūr, 在任1996～2002年) やマアムーン・フダイビー (Muḥammad al-Ma’mūn al-Huḍaybī, 在任2002～04年) などバンナー期以来の古参メンバーが中心であったが、ティリムサーニーは若手メンバーの登用に積極的な姿勢を示した。若手メンバーの多くは、主に1950年代に生まれ、1970年代に大学での学生運動を経てから同胞団に参加した「70年代世代」と呼ばれる人々である。アブルフトーフ、イサーム・イルヤーン (‘Iṣām al-‘Iryān), アブー・アラー・マーデー (Abū al-‘Alā Mādī), ムハンマド・アリー・ビシュル (Muḥammad ‘Alī Bishr) などが代表的人物である。1980年代以降、同胞団の政治活動を主に担ったのは、この「70年代世代」であった^(註10)。他方、古参メンバーは、教育・ダアワ (da‘wa, 教宣) や社会慈善活動など社会活動で活躍した。

タラアト・ルマイフは『ワサトと同胞団』において、古参メンバーと「70年代世代」の経歴の差が同胞団活動に対する考え方に影響を与えているとする。古参メンバーの多くはナセル政権と対決した「秘密機関」出身であり、彼らの秘密機関や牢獄生活での経験は、政治活動に直

接寄与するものではない。一方、学生運動に加わった「70年代世代」は、大学自治会選挙において選挙活動の実務経験をしており、当選後には大学内において自治会運営や、反対派学生と交渉するなどの実務的な経験を積んでいた[Rumayh n.d., 111-113, 169-172]。教育・ダアワ活動など伝統的な社会活動に従事する古参メンバー、1980年代に新しく始まった政治活動に従事する「70年代世代」という分業体制が次第にみられるようになった。

2. 1990年代における同胞団の内部対立

1980年代以降、同胞団では古参メンバーと「70年代世代」との間で、内部対立が激化した。「70年代世代」が政治活動の経験を積んで発言力を増したが、依然として指導部が古参メンバーにより占められていたことから、同胞団内で世代間対立が顕在化したのであった。中堅・若手メンバーにも開かれた意思決定を求める「70年代世代」の主張は、同胞団内の改革を求める動きとなった。そのため、「70年代世代」は「改革派」、古参メンバーは「保守派」と呼ばれることも多い。ティリムサーニーは、この改革派を支援することで、組織改革と政治活動に慎重な保守派に対抗しようとした[Soage and Franganillo 2010, 43-44]。しかし、1986年のティリムサーニーの死去にともない、保守派が再び発言力を回復することとなり、指導部では保守派が優勢となった。

1990年代、ムバーラク政権の反体制派対策は抑圧的なものとなった。1980年代に政治的台頭を果たした同胞団に対しては、非合法組織であるという理由から、メンバーの逮捕・投獄や資産凍結などの弾圧が加えられた。この事態を受

けて、同胞団内では、組織の法的脆弱性の根源である非合法状態の解消をめぐって、保守派と改革派の間で路線対立が生じた[横田 2006, 118-119]。1980年代後半～90年代前半、同胞団の改革派は非合法状態解消の方策として公認政党設立に向けて動いたが[Soage and Franganillo 2010, 43-44]、保守派は時期尚早としてこれに慎重であり、政治活動の現状維持と社会活動の拡充を主張した。宗教政党を禁じる政党法(1977年法第40号)第4条の規定上^(注11)、同胞団の政党設立が困難であったことも、保守派の慎重姿勢の理由であった。1996年には、改革派主要メンバーのマーディーが「ワサト党(Hizb al-Wasat)」設立へ動いたが、やはり保守派の強い反対から計画は頓挫し、マーディーら16人が同胞団を脱退する事態となった[横田 2006, 117-122]。この脱退騒動は、同胞団の指導体制をめぐる世代間対立も一因であり[横田 2006, 115-117]、社会活動に従事する古参メンバーを中心とする保守派と、政治活動に従事する「70年代メンバー」を中心とする改革派の間で、内部対立が先鋭化したことがうかがえる。

これ以降、同胞団内では社会活動を重視する一方、政治活動については、政党設立の強行など急進的な動きを控えつつ現状維持を図るという方針が定着した。ここには、政権との対立を招きかねない政治活動を抑制し、組織基盤である社会活動を守ろうとする保守派の意向がうかがえる。これは、社会活動を通じて同胞団支持者を拡大し、社会から政権への異議申し立てにより政権の抑圧や社会統制を緩和させ、非合法状態解消に有利な政治的機会を徐々に拡大する漸進的な試みとも理解できよう。いずれにせよ、同胞団は、激しさを増す弾圧のなかで政権との

対立を回避し、ゲームのルールに従うことを選択したのであった。

3. 2000年代のムスリム同胞団

ティリムサーニーの死後、同胞団最高指導者は社会活動出身の保守派メンバーが続いた。しかし、2004年にアーキフが第7代最高指導者に就任したことにより、政治活動を担う改革派の復権がみられ、同胞団内部での力関係に変化が生じた。就任当時のアーキフは75歳という高齢であったが、公認政党設立について積極的に取り組むなど、改革派に近い人物であった。第一副最高指導者には、同じく改革派に近いムハンマド・ハビーブ (Muhammad Habīb) が就任した。

就任間もなく、アーキフは「改革イニシアティヴ (Mubādara al-Murshid al-‘Āmm li-l-Ikhwān ḥawla al-Mabādi’ al-Āmma li-l-Isḥāḥ fī Miṣr)」を公表した^(注12)。そこで示されたのは、政治改革の優先であり、同胞団の政治活動の強化が主張された。エジプト政治の民主化を進めることで、同胞団を政党政治の一部として取り込めるような政治環境を創出し、非合法状態を解消させようとする意向も指摘できる。また、2004年刊行の『ムフタル・イスラーミー (al-Mukhtār al-Islāmī)』誌の第258号において、アーキフは公認政党設立についても、「もし状況が許すならば、我々は政党結成を考えている」と述べ、前向きな姿勢を示した^(注13)。

アーキフの政治活動優先の方針は、当時の政治状況に適したものとなった。2004年末にキファーヤ運動が登場し、エジプト各地で民主化要求運動が高揚したためである。ムバーラク政権も大統領選出方法の改正など一定の政治的自由化でこれに応じ、エジプトでは諸政党・運動

の自由な政治活動がある程度許容された。このような状況下、アーキフはハビーブの協力の下、イルヤーンやフトーフなど改革派幹部を重用し、政治活動を拡大した。彼らは、キファーヤ運動や諸野党の連携を進め、2005年人民議会選挙での躍進を果たした。

また、アーキフ指導下の同胞団では、イスラーム法の全面施行という従来の政治的主張からの変化がみられた。改革イニシアティヴや2005年人民議会選挙綱領などでは、イスラーム法施行は必要であるとの原則的立場を堅持しつつも、具体的各論部分では改革方針を規定する「準拠枠」へと、イスラーム法の位置付けが変化している。たとえば、2005年選挙綱領では綱領全体の準拠枠として、「イスラーム的権威 (al-marja’īya al-Islāmīya)」と「民主主義的メカニズム (al-aliyāt al-dimuqrāṭīya)」が挙げられている^(注14)。ここには、イスラーム法施行に懸念を抱く新ワフド党など世俗主義政党との連携を模索する改革派の現実的な判断がうかがえる。これは、バンナー期以来の原則論から、柔軟な現実主義への移行ともいえよう。

2005年人民議会選挙での躍進は、アーキフの政治優先路線の成果であり、同胞団内における改革派の復権をもたらした。それにともない、同胞団で政治活動に従事する改革派の発言力は相対的に向上し、保守派は一時発言力を低下させた。

4. 2006年以降のムスリム同胞団

しかし、同胞団内における改革派の台頭は長くは続かなかった。2006年以降、ムバーラク政権は再び政治的自由化を後退させ、同胞団に対する抑圧を強化したため、改革派の主導する政

治活動が行き詰まったためである。

人民議会選挙で躍進した同胞団に対して、ムバーラク政権は幹部を含む数千人規模の同胞団メンバーの大量逮捕、関連団体の資産凍結、メンバーに対する軍事裁判という強硬手段を取った。アブルフトーフやイルヤーンなど多数の改革派の主要メンバーも逮捕される事態となった。また、2007年のシューラー議会選挙、2008年の地方人民議会選挙、2010年シューラー議会選挙および人民議会選挙では、反体制運動への大規模弾圧など抑圧的政策が取られ、NDPが大勝した。

こうした力による弾圧に加え、2006年以降は法改正による体制維持・強化の試みも顕著となった。2006年には非常事態令の2年間の更新が決定され、その後も政権崩壊まで更新が行われた。同年には、司法権法改正や報道法改正もなされたが、いずれも政権に有利な改正であった〔横田2007a, 27-29〕。さらに、2007年の憲法改正では、宗教政党の禁止が明記された〔鈴木2007〕。これは明らかに同胞団の政党設立の阻止を目的とする改正であった。宗教政党を禁じる政党法により同胞団の政党設立はすでに困難であったが、この憲法改正によって公認政党設立を目指す改革派の動きはほぼ完全に頓挫した。

このように、改革派主導の政治活動は大きな困難に直面した。また、政治的躍進を果たした同胞団に対して報復ともいえるべき弾圧が行われるなかで、社会活動にまでその影響が及ぶことを懸念した保守派は復権に向けて動きだした。

2007年、同胞団内部資料の「同胞団政党綱領試案 (Barnāmaj Hizb al-Ikhwān al-Muslimīn: al-Iṣḍār al-Awwal)」^(注15)が流出する事件が起こった。大統領職を男性มุスリムに限定する条項や、議会

の諮問機関としてウラマー（イスラーム法学者）評議会の設立を求める内容が、同胞団のもつ宗教性・保守性の証拠だとしてエジプト国内で注目を集めた。これに対して、保守派主導で作成された試案は同胞団全体の見解ではないとの批判が改革派から上がったが〔Brown and Hamzawy 2008, 6-9〕、このことから保守派の政治活動への介入を指摘できよう。

また、2009年には最高指導者アーキフの辞任騒動が起こった^(注16)。古参幹部ムハンマド・ヒラール (Muḥammad Hilāl) の死去により指導局に欠員が生じたため、アーキフが改革派のイルヤーンを昇格させようと指導局に諮ったが、保守派の反対で拒絶された。政治活動に積極的なイルヤーンを快く思わない事務局長マフムード・イッザト (Mahmūd 'Izzat) ら保守派は彼の昇格に強く反対した。かねてから保守派の発言力増大に不満を募らせていたアーキフはこれに激怒し、自らの辞任と第一副最高指導者ハビーブへの後任を言い残して退席したとされる^(注17)。同胞団は速やかにアーキフ辞任を否定する声明を発表したが^(注18)、このときのイルヤーンの指導局入りは見送られたことから、保守派の発言力の強さがうかがえる。

また、2010年1月には、アーキフの辞意を受けて、新たな最高指導者としてムハンマド・バディーウ (Muḥammad Badī') が選出された。彼は、同胞団の急進的なイデオログのサイド・クトゥブ (Sayyid Qutb, 1906~66年) と活動を共にし、懲役刑に服したことがある。主に教育・ダアワ活動に従事してきた経歴をもつ保守派の有力メンバーであった。彼の最高指導者就任にともない、アーキフは指導局メンバーに戻った。また、アーキフを支えたハビーブやア

ブルフトーフは指導局メンバーから外れ、指導局では保守派の優勢が強まった。

この結果、同胞団指導部は社会活動を重視する保守派が再び優勢な状況となった。なお、保守派は社会活動を重視したが、政治活動を完全に否定していたわけではなかった。社会活動に悪影響を及ぼすような政治活動には慎重であったという理解がより適切であろう。保守派にとっても、政治活動を通じて社会改革を進めることや、同胞団の理念を社会に広く訴えかけることは、社会活動の発展・強化に貢献することであった。2010年人民議会選挙への参加に対して、同胞団の意思決定機関であるシューラー評議会が98パーセントが参加支持へ投票したように〔Howeidy 2010〕、政治参加継続を求める声はメンバーの間で根強いものであった。それを受けて、2010年のシューラー議会選挙や人民議会選挙には参加したが、政権の弾圧・不正行為に抗議して選挙ボイコットをした結果、議席を獲得することはできなかった。同胞団の政治活動がほぼ行き詰まる中で勃発したのが、2011年の「1月25日革命」であった。

IV 考察

本節では、「分断型競合構造」と同胞団内部の諸要因に注目して、同胞団がなぜムバーラク政権打倒へ向かわなかったのかを検討する。

コオプテーションの議論において、反体制派は公認政党としての政治参加に選択的誘因を見出し、政権の定めるゲームのルールに従う。エジプトの新ワフド党などの既存野党は、まさしくその好例であった。一方、政治参加ではなく政権打倒を求める青年運動や生活改善を求める

労働運動には、従来の合法性付与という選択的誘因は機能せず、彼らの求める生活改善も実現されなかった。それゆえ、ムバーラク政権は彼らを取り込むことができず、政権崩壊に至る反政府デモを統制することができなかった。

同胞団は、公認野党と比較して得られる選択的誘因が小さく、青年運動や労働運動と異なり一定の選択的誘因を見出していた。いわば、「分断型競合構造」において中間的な位置にあるようにも見える同胞団については、どのように考えればよいだろうか。ここで重要になってくるのが、同胞団の社会活動であろう。

これまで検討したように、同胞団では、社会活動は政治活動よりも規模が大きく、また同胞団の組織基盤となる広範な社会的ネットワークを構築する手段でもある。確かに、同胞団はムバーラク政権により非合法状態に置かれ続け、公認政党を同政権下では設立することができなかった。「公的政治領域」において、ムバーラク政権は、同胞団に対する限定的なコオプテーションしか行わなかったのである。

一方、政権による政治活動への弾圧が行われている際にも、公式には別組織とされる同胞団の社会活動の多くはその活動が公に認められていた〔横田 2006, 84-92〕。同胞団の社会活動に注目するならば、ムバーラク政権は同胞団の合法性を認めていたこととなる。上述のように、1964年法第32号に従い社会問題省に登録されていたイスラーム医療協会はその好例である。

エジプトにおける社会慈善事業の合法性の有無は、NGOを規制する法律によって規定されている。エジプトでは、国民の政治参加の手段として機能していたNGOに対して、国家は一貫してそれらの支配を試みてきた〔鈴木 2001b, 21

210]。ムバーラク政権は1964年法第32号を改正し、NGOに対する規制・監督を強化した。すなわち、1999年法第153号の制定により、規制対象となるNGOの範囲を拡大し、NGOの政治活動を禁止した〔鈴木2001b, 215〕。また、2002年法第84号の制定により、非公認NGOを排除することを試み、「国民統合への脅威」や「公共の秩序・道徳の侵犯」とみなされるNGOを社会問題省が解散する規定を設けた〔Elbayar 2005, 7-11〕。公式には同胞団本体とは別組織として活動していた同胞団の社会活動諸組織は、これらの法に従って合法性を付与され、活動の自由を認められた。

ムバーラク政権は、「公的政治領域」では政党法（1977年法第40号）に従って反体制運動への合法性の有無を判断した。他方、NGOに対しては、一連のNGO規制法に従って合法性を判断していた。つまり、NGOが反体制的な政治活動を行わない見返りに、政権は「公的社会領域」における社会活動の自由を付与していたと考えられる。他方、政治活動を継続する社会活動組織は、「公的社会領域」から排除され、その活動を制約・禁止された。その例としては、「エジプト人権団体（al-Munazzama al-Miṣrīya li-Huqūq al-Insān）」の認可取り消し訴訟や〔Elbayar 2005, 10〕、暴力的な反体制活動を継続したイスラーム集団への苛烈な弾圧を挙げられる^(注19)。ここには、ムバーラク政権下の「公的社会領域」において、「分断型競合構造」を指摘することができよう。他の多くのNGOと同様に、同胞団の社会活動諸組織は反体制的な政治活動を行わない見返りに、「公的社会領域」での合法性と活動の自由という選択的誘因を与えられた。また、同胞団の社会活動は反体制的な運

動・NGOとは一定の距離を保ったとも考えられる^(注20)。

また、同胞団の活動について、「公的政治領域」と「公的社会領域」に分けて考えることにより、次の点が明らかとなる。ラスト＝オカルの「公的政治領域」における「分断型競合構造」では、ゲームのルールに従う同胞団は合法性を付与されず、政権による弾圧を甘受していた。この点において、非合法の同胞団は中間的な存在としても捉えられ、二項対立的な「分断型競合構造」から逸脱するようにも見える。しかし、体制側が異なる対象・判断基準でコオペーションの有無を設定していた「公的社会領域」にまで視野を拡大すると、同胞団の政治活動部門が小さな選択的誘因で納得する理由、すなわち社会活動諸組織の合法性という選択的誘因を見出すことができよう。同胞団の政治活動と社会活動は公式には別組織であるが、実際には密接な関係にある。同胞団を全体として考えれば、ムバーラク政権により十分な選択的誘因が提供されていたと考えられる。上述のように、社会活動が組織基盤となっている同胞団にとって、「公的社会領域」での選択的誘因は、ゲームのルールに従うことに値する十分なものであった。おおむね保守派が優勢だった同胞団では、社会活動を犠牲にしてまで政権打倒に向けて行動するほどのインセンティブがなかったといえよう。

また、エジプトの「分断型競合構造」は公認野党など他の反体制運動から同胞団を分断するだけではなく、同胞団の内部を分断し、内部対立を引き起こす要因にもなっていた。非合法として「公的政治領域」から排除されている同胞団では、非合法状態への対応をめぐって、大き

く2つのグループが形成されることとなった。それは、非合法状態解消のために政党設立・政治活動を重視する改革派、そして政治活動に慎重で社会活動を重視する保守派である。前者は「公的政治領域」への完全参入で非合法状態の解消を目指し、後者は「公的社会領域」での社会活動強化による漸進的な非合法状態解消を目指した。この路線対立は、同胞団内で改革派と保守派の間に対立軸を設ける一因となった。

このように、「分断型競合構造」によって同胞団内部も分断されていた。同胞団がこのように政治活動と社会活動を異なる視点で考えていたとすれば、同胞団の政治的台頭を警戒していたムバーラク政権にとっては都合がよい。なぜならば、政権が政治と社会でのコオプテーションを使い分けることによって、同胞団内で社会活動の合法性という選択的誘因を守ろうとする抑制が働き、同胞団が強固な社会的ネットワークを政権打倒のための政治的動員へ転用する可能性が抑制されるからである。政権は同胞団の基礎である社会活動を取り込むことで、組織存亡という「脅威」[Vairel 2011, 39-42]を同胞団に感じさせることなく、一定の「共存」関係を築いていたと考えられる。これは、社会活動に政治活動が依拠する同胞団の組織構造を巧みに利用した対策ともいえよう。

「1月25日革命」において同胞団が慎重に静観した理由も、ここから導き出されるであろう。すなわち、政権打倒を掲げる青年運動が主張する反政府デモに合流することは、組織の基礎である社会活動の合法性という選択的誘因を放棄することに直結した。もし政権打倒が失敗に終わったならば、それまで弾圧を受けていた政治活動だけでなく、社会活動も弾圧を受け、組織

存亡の脅威に直面する。上述のように、当時の指導部は保守派が主流であり、社会活動を重視していた。それゆえ、安易に反政府デモに合流することができず、政権崩壊が現実視されるまで、反政府デモに対して静観の姿勢を取らざるを得なかったと考えられる。

以上のように、「公的社会領域」でのコオプテーションによる選択的誘因が機能し、また保守派が指導部で優勢であったことから、同胞団は「ゲームのルール」に従い、政権崩壊が現実視されるまで政権打倒に動かなかったと考えられる。

おわりに

本稿では、ムバーラク政権下の同胞団が政権打倒へ動かなかった理由について、ラスト=オカルの「公的政治領域」における「分断型競合構造」を手がかりに、同胞団の内的要因から考察を行った。政治参加を選択的誘因とする政権による従来の反体制運動のコオプテーションの議論を社会活動の領域へ拡大することで、同胞団が政権の定めるゲームのルールに従った要因を明らかにした。すなわち、ムバーラク政権下、「公的政治領域」では非合法組織の同胞団への選択的誘因は限定的なものであったが、「公的社会領域」での選択的誘因は大きかったといえる。

本稿では、社会活動と政治活動に二分して同胞団の組織構造を分析した。その特徴は、社会活動が同胞団活動の大きな部分を占めており、社会活動が構築した社会的ネットワークに依拠して政治活動が行われているという点である。また、同胞団では、社会活動を重視する保守派

が、政治活動を重視する改革派よりも伝統的に優勢であった。それゆえ、社会活動の合法性という既得権益は、同胞団がムバーラク政権の定めるゲームのルールに従う選択的誘因として効果的に機能した。ムバーラク政権と同胞団の間にはコオプテーションが成立し、両者の共存が可能となっていたのである。

ムバーラク政権崩壊後、同胞団は非合法状態を脱却し、エジプトで最重要の政治アクターとなった。同胞団内部に目を向けると、政治活動を主導していた改革派は「1月25日革命」において指導的な役割を果たし、政変後に設立されたFJPにおいても中心的な存在となって同党を率いた。現在のところ、保守派と改革派の関係は良好と思われる。同胞団はエジプトのみならず、中東地域において最大のイスラーム主義運動である。母体の同胞団と傘下政党のFJPとの関係性は、エジプト政治のみならず、他の中東諸国のイスラーム主義運動を考える上でも非常に重要な問題であろう。

(注1) 同胞団は1月28日によく反政府デモへの合流を決定し、翌日の最高指導者バディーウの声明で政権打倒の意思を公式に表明した。なお、青年メンバーを中心に、個人として反政府デモに参加した者は多数であった。

(注2) 同胞団からはシャーイル以外に6人が委員会役職へ立候補したが、全員が選出されなかった。同胞団は、国民民主党の投票動員による結果であるとし、20パーセントの議席を占める同胞団を無視することは議会制の理念に反すると非難した。

(注3) 国民対話とは、1980～2000年代にムバーラク政権が反体制派と行った一連の協議を指す。これについて詳しくは、今井 [2008] を参照。

(注4) たとえば、1995年の人民議会選挙に際

しては、同胞団の発表した候補者名簿に従って、149人の同胞団系候補者を逮捕した。また、投票当日の治安部隊との衝突により、同胞団支持者42人が死亡する事態となった [鈴木 2001a, 40, 48]。ムバーラク政権の弾圧は、イサーム・イルヤーンやアブドゥルモネイム・アブールフトーフなど同胞団の主要メンバーにまで至った。計81人が拘束され、そのうち54人が軍事裁判で最高5年の懲役刑を下された [Wickham 2002, 214-215]。

(注5) 筆者によるガザーリーへのインタビュー (2004年3月28日)。

(注6) イスラーム医療協会について詳しくは、横田 [2006, 84-87] を参照。

(注7) この法律は、社会問題省がNGOの設立・運営を規制するための条項から成る。詳しくは、Clark [2004, 52-56]、Sullivan [1994, 17-18] を参照。

(注8) たとえば、2000年の人民議会選挙で、社会活動従事者を候補者として擁立している [鈴木 2001a]。

(注9) たとえば、1970年代の復活以降の歴代最高指導者は計6人だが、そのうち5人は主に社会活動に従事してきた経歴を有する。第7代最高指導者アーキフは、政治局で活躍した経歴をもつ。

(注10) たとえば、イルヤーンは1984年人民議会選挙で初当選し、アブールフトーフやマーディーは職能組合で活躍した [横田 2006, 114-115]。

(注11) 政党法について詳しくは、伊能 [1993, 172-173] を参照。

(注12) 改革イニシアティブについて詳しくは、横田 [2006, 157-167] を参照。なお、同イニシアティブは、同胞団ウェブサイト (<http://www.ikhwanonline.com/Article.asp?ArtID=5172&SecID=356>) でも閲覧可能である。

(注13) 『ムフタル・イスラミー』誌の無署名記事でのアーキフの発言 [*al-Mukhtār al-Islāmī* 2004, 76]。

(注14) 同胞団のイスラーム法施行に関する議

論の変化については、横田〔2010〕を参照。

(注15) 同胞団運営ウェブサイト (<http://www.islamonline.net/arabic/Daawa/2007/08/ikhwan.pdf>) 上で閲覧可能。

(注16) <http://www.ahram.org.eg/Archive/2009/10/19/FRON11.HTM>, <http://www.almazry-alyoum.com/article2.aspx?ArticleID=229907> (2009年11月20日閲覧)。

(注17) <http://weekly.ahram.org.eg/2009/969/eg10.htm> (2009年11月20日閲覧)。

(注18) <http://www.ikhwanonline.com/Article.asp?ArtID=55345&SecID=211> (2009年11月20日閲覧)。

(注19) イスラーム集団は、元来は学生運動として発足し、学生支援を目的とする組織であった〔飯塚1996, 108〕。サーダート大統領暗殺への関与から体制による弾圧対象となったが、1980年代は民衆に立脚した社会活動により支持を拡大した。しかし、彼らの活動は合法的な社会活動とはみなされなかった。1990年代、ムバーラク政権とイスラーム集団の対立が激化するなかで、イスラーム集団がカイロ近郊インバーバ(Imbāba) 地区などで築いた「解放区」への攻撃が行われるなど〔中田2002, 153-158; Dekmejian 1995, 182-183〕, その指導者の多くは逮捕・殺害された。

(注20) 「イスラーム医療協会」のファールーク病院で事務業務責任者を務めるムハンマド・ムスタファー(Muhammad Muṣṭafā) への筆者によるインタビューでは、他のNGOからの同胞団系社会活動の独立性が強調され、同胞団系諸活動間の協力関係が強調された(2004年11月4日)。

文献リスト

〈日本語文献〉

飯塚正人 1996. 「ムスリム同胞団と新世代エリート——エジプトのイスラーム復興運動のゆくえ——」 小杉泰編『イスラームに何が起きていますか——現代世界とイスラーム復興——』平凡社。

伊能武次 1993. 『エジプトの現代政治』朔北社。
 —— 2001. 『エジプト——転換期の国家と社会——』朔北社。
 —— 2008. 「政治と統治機構」山田俊一編『エジプトの政治経済改革』アジア経済研究所。
 今井真士 2008. 「協定と権威主義体制の持続——比較歴史社会科学アプローチの観点からエジプトとその他中東地域の事例を用いて——」『法学政治学論集』(79) 67-98。
 酒井啓子 2011. 「エジプトの歓喜とリビアの悲劇——アラブの『民衆運動』はいつまで『新しく』あり得るか——」『現代思想』39(4) 40-45。
 鈴木恵美 2001a. 「2000年エジプト人民議会選挙——無所属候補当選現象にみる与党・国民民主党批判——」『現代の中東』(31) 38-55。
 —— 2001b. 「現代エジプト政治とNGO——新団体規制法の考察——」『日本中東学会年報』(16) 209-231。
 —— 2007. 「エジプト憲法改正——ムバーラク政権のムスリム同胞団対策——」『中東研究』(496) 73-84。
 —— 2008. 「政党と議会」山田俊一編『エジプトの政治経済改革』アジア経済研究所。
 —— 2011. 「ムバーラク政権がもたらしたもの——安定と息苦しさ——」『現代思想』39(4)。
 小杉泰 1994. 『現代中東とイスラーム政治』昭和堂。
 長沢栄治 1997. 「エジプト」日本国際問題研究所編『中東諸国における民主化と政党・政治組織の研究』日本国際問題研究所。
 中田考 2002. 『ビンラディンの論理』小学館。
 浜中新吾 2009a. 「比較政治体制理論と中東地域研究の調和と相克——エジプト・トルコ・イスラエル——」『山形大学紀要(社会科学編)』39(2) 21-61。
 —— 2009b. 「ムスリム同胞団とコオプテーションの政治」『日本中東学会年報』25(1) 31-54。
 横田貴之 2006. 『現代エジプトにおけるイスラームと大衆運動』ナカニシヤ出版。
 —— 2007a. 「エジプトの民主化とイスラーム運動——ムスリム同胞団の政治参加を中心に——」『現代の中東』(42) 18-39。

—— 2010. 「エジプト・ムスリム同胞団とイスラーム法施行問題」『二十世紀研究』(11)1-22.
横田貴之・ダルウィッシュ・ホサム 2012. 「エジプト政治の民主化と社会運動——『1月25日革命』とムバーラク政権の崩壊——」酒井啓子編『中東政治学』有斐閣.

〈外国語文献〉

- Albrecht, Holger 2007. "Authoritarian Opposition and the Politics of Challenge in Egypt." in *Debating Arab Authoritarianism: Dynamics and Durability in Nondemocratic Regimes*. ed. Oliver Schlumberger. Stanford, California: Stanford University Press.
- al-Banna, Ḥasan 1992. *Majmū'a Rasāil al-Imām al-Shahīd Ḥasan al-Bannā*. Caio: Dār al-Tawzī' wa al-Nashr al-Islāmīya.
- Brown, Nathan J. and Amr Hamzawy 2008. *The Draft Party Platform of the Egyptian Muslim Brotherhood: Foray into Integration or Retreat into Old Positions?* Washington, D.C.: Carnegie Endowment.
- Brownlee, Jason 2007. *Authoritarianism in an Age of Democratization*. New York: Cambridge University Press.
- Clark, Janine A. 2004. *Islam, Charity, and Activism: Middle-Class Networks and Social Welfare in Egypt, Jordan, and Yemen*. Bloomington and Indianapolis: Indiana University Press.
- Dekmejian, R. Hrair 1995. *Islam in Revolution: Fundamentalism in the Arab World*. 2nd ed. New York: Syracuse University Press.
- Elbayar, Kareem 2005. "NGO Laws in Selected Arab States." *International Journal of Not-for-Profit Law* 7 (4): 3-27.
- Elshobaki, Amr 2012. "The Muslim Brotherhood – Between Evangelizing and Politics: The Challenges of Incorporating the Brotherhood into Political Process." in *Islamist Politics in the Middle East*. ed. Samer S. Shehata. London and New York: Routledge.
- Fahmy, Niette S. 2002. *The Politics of Egypt: State-Society Relationship*. London and New York: Routledge Curzon.
- Howeidy, Amira 2005. "We Take Nobody's Permission." *al-Ahram Weekly* December 15-21 (<http://weekly.ahram.org.eg/2005/773/eg5.htm>).
- 2010. "Participate, Not Contest." *Al-Ahram Weekly* October 14-20 (<http://weekly.ahram.org.eg/2010/1019/eg3.htm>).
- Kassem, Maye 2004. *Egyptian Politics: The Dynamics of Authoritarian Rule*. Boulder and London: Lynne Rienner Publishers.
- Kienle, Enerhard 2001. *A Grand Delusion: Democracy and Economic Reform in Egypt*. London and New York: I. B. Tauris.
- Langohr, Vickie 2004. "Too Much Civil Society, Too Little Politics: Egypt and Liberalizing Arab Regimes." *Comparative Politics* 36 (2): 181-204.
- Lia, Brynjar 1998. *The Society of the Muslim Brothers in Egypt: The Rise of an Islamic Mass Movement 1928-1942*. Reading, UK: Ithaca Press.
- Lust-Okar, Ellen 2005. *Structuring Conflict in the Arab World: Incumbents, Opponents, and Institutions*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Mitchell, Richard P. 1969. *The Society of the Muslim Brothers*. London: Oxford University Press.
- al-Mukhtār al-Islāmī 2004. "Editorial." (258) April.
- Pargeter, Alison 2010. *The Muslim Brotherhood: The Burden of Tradition*. London: Saqi Books.
- Perthes, Volker 2004. *Arab Elites: Negotiating the Politics of Change*. Boulder: Lynne Reiner.
- Rumayḥ, Ṭala't n.d. *al-Wasaṭ wa al-Ikhwān*. Cairo: Markaz Yafā li-l-Dirāsāt wa al-Abḥāth.
- Rutherford, Bruce K. 2008. *Egypt after Mubarak: Liberalism, Islam, and Democracy in the Arab World*. Princeton and Oxford: Princeton University Press.
- Shahin, Emad el-Din 2010. "Democratic Transformation in Egypt: Controlled Reforms...Frustrated Hopes." in *The Struggle over Democracy in the Middle East: Regional Politics and External Policies*. eds.

- Nathan J. Brown and Emad Shahin. London and New York: Routledge.
- Soage, Ana Belén and Jorge Fuentelsaz Franganillo 2010. "The Muslim Brothers in Egypt." in *The Muslim Brotherhood: The Organization and Politics of a Global Islamist Movement*. ed. Barry Rubin. New York: Palgrave Macmillan.
- Sullivan, Denis J. 1994. *Private Voluntary Organizations in Egypt: Islamic Development, Private Initiative, and State Control*. Gainesville: University Press of Florida.
- Sullivan, Denis J. and Sana Abed-Kotob 1999. *Islam in Contemporary Egypt: Civil Society vs. the State*. Boulder and London: Lynne Rienner.
- Tadros, Mariz 2012. *The Muslim Brotherhood in Contemporary Egypt: Democracy Redefined or Confined?* London and New York: Routledge.
- Vairel, Frédéric 2011. "Protesting in Authoritarian Situations: Egypt and Morocco in Comparative Perspective." in *Social Movements, Mobilization, and Contestation in the Middle East and North Africa*. eds. Joel Beinin and Frédéric Vairel. Stanford: Stanford University Press.
- Wickham, Carrie Rosefsky 2002. *Mobilizing Islam: Religion, Activism, and Political Change in Egypt*. New York; Columbia University Press.
- Zahid, Mohammed 2010. *The Muslim Brotherhood and Egypt's Succession Crisis: The Politics of Liberalisation and Reform in the Middle East*. London and New York: I. B. Tauris.
- (日本大学国際関係学部准教授，2012年9月24日受領，2013年7月22日レフェリーの審査を経て掲載決定)